

## 令和7年度の臨床研修医の募集定員の算定方法及び 各病院の研修医の募集定員について

### 1. 概要

医師免許取得後、医師としての基礎を身につけるために2年間行われる、初期臨床研修の受け入れに関して、都道府県知事は、国から設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会（本県においては保健医療対策協議会）の意見を踏まえ、病院ごとの定員の算定方法をあらかじめ定め、当該定員を設定することになっている。

### 2. 令和7年度の本県の募集定員の算定方法（令和5年10月の保健医療対策協議会医師確保対策部会において以下の内容で承認）

- (1) 各基幹型臨床研修病院の募集定員数は、これらの病院の希望する人数の合計が国が示す本県募集定員上限の範囲内である場合は、原則として、各病院の希望人数のとおりとする。
- (2) 各基幹型臨床研修病院の募集定員希望人数の合計が、県募集定員上限を上回る場合は、「長崎県医師臨床研修協議会」(新・鳴滝塾)において、県募集定員以内となるよう協議し、各基幹型臨床研修病院の募集定員数の調整を行う。
- (3) (1)及び(2)において調整がつかない場合は、以下の算定方法に基づき、募集定員の調整を実施する。なお、その他考慮すべき特別な事情により、募集定員の調整が必要となった場合は、県と関係病院間で募集定員の調整を実施する。
  - ①前年度の臨床研修医の受入実績が定員に達していない病院については、前年度の募集定員を希望定員数の上限とする。
  - ②新たに基幹型臨床研修病院の指定を受けた病院については募集定員を2名とする。
  - ③①、②による調整を行ってもなお、県募集定員上限を上回る場合は、県募集定員上限以内となるまで、各病院の募集定員希望数と、各病院のR4・R5年度の研修医の受入実績（他病院で研修中断の後再開した者の受入実績のある場合も含む）及びR6年度研修医募集における内定者（マッチング内定者・自治医科大学内定者・二次募集内定者等）数の最大値との乖離数の高い病院から順に、乖離数の30%（小数点以下四捨五入）を希望定員数から減らす調整を行う。
- (4) (2)または(3)による結果をもとに、長崎県保健医療対策協議会の意見を踏まえ、県において決定することとする。

### 3. 募集定員

令和7年度における長崎県の研修医募集定員上限は154名、県内の基幹型臨床研修病院の募集定員希望数は合計148名で、県募集定員上限≧各病院の募集定員希望数の合計となったことから、「令和7年度の本県の募集定員の算定方法」の(1)のとおり、各病院の希望数とおりの定員配分することとし、令和7年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員を以下のとおり設定したい。

(1) 令和7年度における長崎県の研修医募集定員上限

令和7年度 上限	令和6年度 上限	差引	令和6年度募集定員 (参考)
154	149	+5	146

(2) 県内臨床研修病院ごとの募集定員

病院名	6年度募集定員 (A)	7年度募集 定員希望数	7年度募集定員 (B)	定員増減数 (B) - (A)
長崎みなとメディカルセンター	10	10	10	±0
日本赤十字社長崎原爆病院	8	8	8	±0
長崎大学病院	51	51	51	±0
長崎大学病院(小・産)	4	4	4	±0
地方独立行政法人 佐世保市総合医療センター	14	14	14	±0
社会医療法人財団白十字会 佐世保中央病院	6	6	6	±0
国立病院機構 長崎医療センター	17※1	17※1	17※1	±0
国立病院機構 長崎医療センター(小・ 産)	4	4	4	±0
長崎県島原病院	3	4	4	+1
独立行政法人地域医療機能 推進機構 諫早総合病院	7	7	7	±0
長崎県五島中央病院	3	4	4	+1
済生会長崎病院	4	4	4	±0
国家公務員共済組合連合会 佐世保共済病院	2	2	2	±0
長崎県上五島病院	3	4	4	+1
長崎県対馬病院	4	4	4	±0
社会医療法人健友会 上戸町病院	4	3	3	-1
独立行政法人労働者健康 安全機構 長崎労災病院	2	2	2	±0
長崎県 計	146	148	148	+2

(※1の内訳) マッチングでの採用15+自治医大卒業生2=17